

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成23年2月24日

### 1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	杉 浦 光 男	議員
7番	平 野 龍 司	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
14番	榊 原 杏 子	議員	15番	山 盛 左 千 江	議員
16番	伊 藤 清	議員	17番	月 岡 修 一	議員
18番	堀 田 勝 司	議員	19番	坂 下 勝 保	議員
21番	矢 野 清 實	議員	22番	前 山 美 恵 子	議員

### 2. 欠席議員

8番 山 田 英 明 議員

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副市長	平 野 隆 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
消防長	神 谷 清 貴 君	教育部長	竹 原 寿 美 雄 君
行政経営部次長	横 山 孝 三 君	行政経営部次長	大 林 栄 美 君
兼秘書政策課長		兼財政課長	
健康福祉部次長	加 藤 誠 君	健康福祉部次長	原 田 昇 君
兼高齢者福祉課長		兼医療健康課長	
経済建設部次長	鈴 木 重 利 君	経済建設部次長	加 藤 慎 君
兼都市計画課長		兼環境課長	

会計管理者 塚本邦広君 総務防災課長 神谷元弘君  
兼出納室長  
代表監査委員 古橋洋一君 監査委員事務局長 福井康夫君

## 5. 議事日程

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 会期の決定

(3) 諸報告

(4) 施政方針・当初予算(案)上程・提案説明

議案第2号 平成23年度豊明市一般会計予算について

議案第3号 平成23年度豊明市国民健康保険特別会計予算について

議案第4号 平成23年度豊明市下水道事業特別会計予算について

議案第5号 平成23年度豊明市土地取得特別会計予算について

議案第6号 平成23年度豊明市墓園事業特別会計予算について

議案第7号 平成23年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について

議案第8号 平成23年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について

議案第9号 平成23年度豊明市介護保険特別会計予算について

議案第10号 平成23年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について

(5) 議案上程・提案説明・討論・採決

議案第11号 公平委員会の委員の選任について

(6) 選挙第1号 選挙管理委員の選挙について

選挙第2号 選挙管理委員の補充員の選挙について

(7) 議案上程・提案説明

議案第12号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第13号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部改正について

議案第14号 豊明市子ども医療費支給条例の一部改正について

議案第15号 豊明市国民健康保険条例の一部改正について

議案第16号 豊明市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改  
正について

議案第17号 豊明市道路占用料条例の一部改正について

議案第18号 豊明市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

議案第19号 豊明市前後駅前広場管理条例の一部改正について

議案第20号 豊明市河川占用料条例の一部改正について

- 議案第 21 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 議案第 22 号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第 23 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第 24 号 平成 22 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第 25 号 平成 22 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第 26 号 平成 22 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 27 号 平成 22 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 28 号 平成 22 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 29 号 平成 22 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 30 号 平成 22 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第 31 号 平成 22 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

## 6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 施政方針・当初予算(案)上程・提案説明  
議案第2号から議案第 10 号まで
- (5) 委員長報告・同質疑・討論・採決  
議案第 72 号 豊明市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- (6) 議案上程・提案説明・討論・採決  
議案第 11 号
- (7) 選挙第1号及び選挙第2号
- (8) 議案上程・提案説明  
議案第 12 号から議案第 31 号まで

午前10時開会

皆さんおはようございます。

本日、平成 23 年第 1 回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 23 年豊明市議会第 1 回定例会を開会いたします。

なお、8 番 山田英明議員より入院加療のため、今期定例会の欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

また、本日の議会開催に当たり、報道関係者よりテレビ収録の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

### No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

平成 23 年第 1 回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、今年最初の定例会でございますが、議員各位におかれましても、私におきましても、今任期最後の議会ということに相なりました。

また、本定例会には平成 23 年度当初予算を始め、32 議案を提案させていただいております。本市にとりましても、最も重要な議案をご審議いただく議会でもございます。

具体的な内容につきましては、この後、施政方針等で申し述べさせていただきたいと思っております。

それぞれの議案に対し十分にご審議を賜りまして、全議案とも可決・承認を賜りますようお願いを申し上げて、簡単ですが、あいさつとさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

### No.4 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

月岡修一議会運営委員長。

### No.5 ○議会運営委員長(月岡修一議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営について、去る2月22日に委員会を開催し協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、本定例会の会議日程につきましては、お手元に配付されておりますとおり、本日から3月17日までの22日間とし、一般質問につきましては、代表質問として4名の議員より、また個人質問として9名の議員より通告がありましたので、2月28日から3月2日までの3日間を質問日に充てることとし、2月28日に代表質問4名を、3月1日に個人質問5名、3月2日に個人質問4名を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。議案第2号から議案第10号までの9件は、平成23年度の当初予算でありますので、本日、市長より一括して施政方針とともに説明がなされます。

議案第11号につきましては、人事案件でありますので、本日即決することといたしました。

また、選挙案件2件につきましては、指名推選の方法で進められることと思われませんが、選挙でありますので討論ができませんので、あらかじめご承知願います。

なお、その他の議案につきましては、すべて所管の各常任委員会に付託することになりました。

次に、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第1号及び陳情第2号は建設消防委員会に、陳情第3号は福祉文教委員会に付託し、その他の1件につきましては参考配付といたしました。

次に、お手元に配付されておりますとおり、議会閉会中の継続審査となっております議案第72号について、議員定数特別委員会から報告書が2月21日に提出されましたので、本日の議事日程に追加することとし、委員長報告・同質疑・討論・採決を行うことといたしました。

なお、本日の日程4が終了後に、議長より日程追加のお諮りがありますので、ご承知願います。

最後に、議案等の質疑は、同一議員につき同一議題について2回以内とし、「議案等質疑に関する事項」を遵守していただきますよう、お願いいたします。

なお、通告期限につきましては、議案等質疑の通告が2月25日の正午まで、委員会付託をされた議案に対する討論の通告が3月16日の正午まででありますので、お間違えのないようご留意を願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

## No.6 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第 81 条の規定により、4番 一色美智子議員と16番 伊藤 清議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月 17 日までの 22 日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.7 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月 17 日までの 22 日間と決定いたしました。

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

#### No.8 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第 235 条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成 22 年 10 月から同年 12 月までの各月末日現在の出納保管の状況を、平成 22 年 11 月 26 日、12 月 27 日、平成 23 年1月 27 日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第1項、第2項及び第4項の規定により定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、定例監査といたしまして、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、生涯学習課及び環境課を 11 月に、産業振興課及び総務防災課を 12 月に、都

市計画課を1月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、11月に実施した生涯学習課においては、史跡整備等作業委託契約書において、契約者名に不備が見受けられたので、留意されたいという件。

環境課においては、犬・猫避妊等手術費補助金の交付において、事務手続に不備が見受けられたので、留意されたいという件。

次に、12月に実施した産業振興課においては、愛知用水関連施設運営費補助金の交付において、事務手続に不備が見受けられたので、留意されたいという件。

総務防災課においては、参議院選挙投票所のお知らせチラシ印刷において、契約事務に不備が見受けられたので、留意されたいという件。

そして、1月に実施した都市計画課においては、水質土壌等分析委託契約において、契約書に不備が見受けられたので、留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされているものと認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細につきましては、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

#### No.9 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告をいたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第1号及び陳情第2号は建設消防委員会に、陳情第3号は福祉文教委員会に付託し、その他については参考配付といたします。

次に、去る平成22年第4回定例会において議決されました豊明市・日進市議会議員合同研修会への議員の派遣については、お手元に配付いたしましたとおり、終了したことを報告いたします。

さらに、議会閉会中に山田英明議員より、議員定数特別委員の辞任願が提出されましたので、これを許可し、豊明市議会委員会条例第7条第1項の規定により、平野敬祐議員を新たに議員定数特別委員に指名いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、施政方針・当初予算(案)上程・提案説明に入ります。

議案第2号から議案第10号までの平成23年度の一般会計及び各特別会計の予算案を一括議題といたします。

相羽市長、登壇にて説明を願います。

#### No.10 ○市長(相羽英勝君)

議長のご指名をいただきましたので、施政方針について申し述べさせていただきたいと思っております。

ご承知のように、平成23年豊明市議会第1回定例会の開会にあたりまして、私の所信と平成23年度予算案につきまして、主要な施策とその概要を説明させていただき、議員各位並びに6万8千余市民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

さて、ご案内のとおり、金融危機いわゆるリーマンショックは、世界同時不況を招来させ、その影響が我が国の経済にも3年経過の今なお色濃く残っております。なかなか景気回復の兆しが見通せないまま、大変厳しい状況にあります。

我が国を代表する主要基幹産業等は大きな外需のダメージを受け、生産活動の縮小などにより、企業は経営合理化を一気に強め、賃金の低下、雇用不安、消費の落ち込みなどによって、内需は冷え込み、こうした流れが物価の下落を招き、いわゆるデフレ経済に入ったとされました。

こうした景気の悪循環から、劣化のスパイラルに陥っているという指摘がなされております。

このような背景から、当分、我が国の景気は低迷を続け、一層、不況色を強め、加えて円高や株安などが重なり、景気の立ち直りをさらに遅らせるのではないかと懸念をされております。

しかしながら、いち早く回復をみせた新興国に続き、我が国でも持ち直しの動きが見られ、景気の上向きが期待されているところであります。

ところで、国は政権交代後初めてとなる0からつくり上げた「新成長戦略」及び「財政運営戦略」により示された政府の経済・財政政策の基本的な方針のもとでの最初の本予算であり、特に「成長と雇用」を最大のテーマとして編成が進められたものであります。

政府は、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた社会、経済に転換していこうとしていますが、国家財政は、景気低迷の中で国税収入は所得控除の見直し等で前年度の税収より3兆5,000億円多く積算いたしておりますが、その税収を上回る44兆2,980億円の新規国債を発行する異常な予算構成となっております。

その結果、国の一般会計予算は、前年度比0.12%増の92兆4,116億円の予算編成となっているところであります。

地域主権時代のまちづくりは、「行政はもとより、地域を構成する多様な団体が協働し、地域のことは地域で決めて実行する」ことであると考えます。

また、価値観の多様化とも言われる中、命の大切さや、家族や地域の絆など、普遍の価値観を大切にしながら、地域の個性を生かし、「真のゆとりや豊かさ」を実現させるためには、市民目線での検討や考察が不可欠であります。



さて、財政状況厳しい中、多種多様な市民ニーズに対応し、行政サービスを維持、拡充するため、市民の皆様の「安全・安心」・「医療・少子高齢化」・「教育」などの施策の実現を進めてまいりました。

最優先課題であります学校校舎耐震化の進捗状況であります。平成 23 年度で耐震化率 91.2%、平成 24 年度には 100%となる予定であります。

平成 22 年度に、小学6年生まで拡大した子ども医療の通院費の無料化を、平成 23 年度は、中学3年生までさらに拡大して実施いたします。

このような持続可能な事業実施を進めていくには、基金の積立てや取崩し、市債残高の推移など、中・長期的な財政運営に配慮する必要があります。

市税の落ち込みと事業の推進という背反する環境の中、市の貯金ともいえる財政調整基金の残高は、平成 21 年度末約4億 6,000 万円から、平成 22 年度末には倍増に近い約9億 2,000 万円となる見込みとなりました。

また、市債の残高については、平成 18 年度末全会計約 258 億 8,000 万円だったものが、平成 22 年度末では約 231 億 8,000 万円となり、4年間で約 27 億円の借金を減らすことができました。

職員数につきましては、平成 23 年度までに 45 名を削減してまいりました。引き続き職員の採用を抑制し、集中改革プラン目標人員から前倒して削減してまいります。

ただし、この人員の削減が「市民サービスへの低下」になっては、本末転倒であります。おのずと、職員一人ひとりに課せられる仕事の量も増え、質の高さも求められることとなります。

全職員が日々の仕事の中で、常に問題意識を持ち、課題の解決のため、経験や改善に努め、年々成長していかなければなりません。

例を挙げるなら、地方が自由に活用できる「一括交付金」が、平成 23 年度以降創設されます。

特に、インフラ整備事業と附帯するソフト事業の組み合わせなど、自治体の主体性、独自性のセンスが問われ、自治体間格差が生じる危惧があります。

そのためにも、職員個人並びに組織全体でしっかりと情報を把握し、遅滞なく行政を進めていかなければなりません。そのためにも、専門知識の研さんに努めていくことが必須となります。

以上のことを踏まえまして編成いたしました平成 23 年度予算は、

一般会計 181 億 2,000 万円

特別会計 112 億 5,600 万円

合 計 293 億 7,600 万円

であります。

平成 22 年度と比較いたしますと、一般会計においては4億円、2.3%増となります。

その要因は、子ども手当の3歳未満児の増額支給、福祉医療制度における子ども医療の拡大、介護施設であるグループホームの建設補助や後期高齢者医療費の増など、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりへの対応であります。

特別会計では、8つの会計で3億 1,120 万円、2.8%の増となり、その主な要因は、国民健康保険などの医療費等の伸びと墓園の造成工事によるものであります。

一般、特別両会計を合わせますと7億 1,120 万円、2.5%の増となります。

以下、予算案の主要な施策につきまして順次ご説明を申し上げます。

まず、歳入のご説明をさせていただきます。

市税につきましては、当初予算における対前年度比較では市税全体で1億 4,400 万円余、率にして 1.5%の減となる 94 億 4,300 万円余を計上いたしました。

このうち市民税は個人、法人ともに景気動向を勘案し、個人市民税は前年度比 4.5%減の 40 億 150 万円余を、法人市民税については、前年度から 8,240 万円余増額の4億 160 万円余といたしました。

また、固定資産税にあつては、市内の施設改修に伴う建物取り壊しなどの影響で、前年度比 7,700 万円余の減となる 39 億 9,440 万円余を見込んでおります。

地方譲与税は前年度比 12.4%減の1億 7,000 万円といたしました。

配当割交付金は、株式市況から 1,100 万円減の 1,900 万円、地方消費税交付金及び自動車取得税交付金は、平成 22 年度決算見込みを勘案し、合わせて前年度比 4,570 万円余の減額の6億 6,000 万円弱といたしました。

地方交付税につきましては、平成 23 年度地方財政計画において、前年度比 5,000 億円の伸びが見られることから、前年度比 87.5%増の7億 5,000 万円を計上しました。

国庫支出金につきましては、子ども手当、次世代育成事業、障害者福祉費負担金、生活保護費の増加など、民生関連事業費の伸びによる補助金の増を見込み 25 億 600 万円余といたしました。

繰入金は、予算編成のため歳入不足を補うべく財政調整基金より3億円及び平成 23 年度に取崩し期限を迎える公共施設建設及び整備基金 6,280 万円余を合わせて、前年度比 1億 280 万円余の増となる3億 6,280 万円余を繰り入れることといたしました。

市債は、学校施設改修事業債2億 3,560 万円、消防施設整備事業債 2,640 万円など各事業に伴うもののほか、臨時財政対策債は前年同額の9億 1,000 万円を計上し、市債合計では前年度比 6.2%減、8,160 万円減額の 12 億 2,890 万円といたしました。

歳出の状況につきましては、第4次豊明市総合計画の施策の大綱により順次ご説明を申し上げます。

## 1. 安全・安心で、うるおいのあるまちづくり

### (1) 環境保全

ごみ処理の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、循環型社会に向けた事業を進めます。

有機循環型のまちづくりとして、市内約 8,000 世帯の生ごみから、とよあけEco堆肥を製造し、その堆肥を使用した農産物のブランド化をするなど、地産地消を推進します。

地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システム設置費補助金を新設し、環境負荷の低いエネルギーへの転換(クリーンエネルギーシフト)を支援します。

また、特別会計ですが、勅使墓園事業において第2期第3工区に着手し、昭和 57 年からの全体計画の完成を目指します。

### (2)水と緑の環境づくり

公園は子どもたちの遊び場でもあり、高齢者の憩いの場でもあります。市民生活に最も身近な公共施設でもあります。より安全で地域の特性や実情に即した公園となるよう、整備、維持管理に努めてまいります。

本年度は、ハツ屋公園について地域懇談会を開催し、ニーズに見合った改修をいたします。

また、大蔵池公園につきましては水中ミキサの取りかえ、大原公園につきましては平成 24 年度完成を目指し、グラウンド等の改修を計画しております。

勅使池の公園整備については、平成 14 年度から始まり、平成 24 年度の完成を目指し、引き続き県と協力し整備を推進してまいります。

下水道施設及び河川の維持管理、補助金による合併処理浄化槽の設置促進により、安全で良質な水による生活環境整備に努めてまいります。

### (3)生活安全・安心

東海地震の発生が懸念されることから、引き続き保育園、小中学校の耐震化を進めてまいります。

本年度は、館保育園及び双峰小学校、豊明中学校など市内5つの小中学校の校舎や屋内運動場の工事を行います。

また、木造住宅の耐震診断と耐震改修の助成、備蓄倉庫への食料、車いす、障がい者用トイレなどを引き続き配備してまいります。

地域の防災につきましても、自主防災組織を育成・強化し、その活動を引き続き支援してまいります。

救急業務につきましては、高規格救急自動車の更新を行います。

また、救急救命士を養成し、救命率の向上を図るとともに、市民に対する普通救命講習会の開催により、心肺蘇生法や応急手当の普及啓発を推進してまいります。

消防業務につきましても、職員の各種災害活動訓練を実施し、消火技術・救助技術の向上を図ってまいります。

地域の安全対策につきましては、市民を犯罪や交通事故から守るため、防犯・交通安全教室を引き続き開催し、地域安全に関する知識、意識を高めてまいります。

さらに、子どもの見守り活動、あいさつ・声かけの励行、パトロールを通して地域全体での見守り体制を強化することにより、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

学校への不審者侵入の抑止を目的として、沓掛中学校、豊明中学校に続き、本年度は栄中学校に防犯監視カメラを設置し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境づくりを進めてまいります。

## 2. 健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり

### (1)健康

任意予防接種のインフルエンザ菌b型と小児用肺炎球菌及び子宮頸がんの予防接種に対して助成することにより、市民の経済的負担を軽減するとともに、疾病の発生を予防し、市民の健康増進を図ってまいります。

がんの予防・検診体制の強化として、女性特有のがん検診推進事業では、引き続き子宮頸がんと乳がんの対象者を限定して、さらに働く世代への大腸がん検診推進事業も一定の年齢を対象として、がん検診無料クーポン券を発行してまいります。

### (2)社会福祉

子育て支援につきましては、支給対象・支給額ともに拡大され、中学校修了までを対象として始まった子ども手当の支給事業を、3歳未満のお子さんをお持ちのご家庭への支援を拡充して継続してまいります。

地球温暖化防止に向けた取り組みとして、二村児童館の館庭(約500平方メートル)を芝生化いたします。

屋外遊びでの転倒時のけが防止や、砂塵の飛散防止にも効果が期待できるものです。

さらに、放課後児童対策は、児童クラブ室を整備し、受け入れ態勢の拡充を行います。

福祉のまちづくりとして、広域で(仮称)尾張東部成年後見センターを設置し、より総合的かつ複合的な相談支援を展開してまいります。

また、不況による離職者等の生活困窮者に対して、必要な保護を行うとともに、生活保護就労支援員による相談を継続的かつ専門的に行い、経済的自立のための支援を行ってまいります。

高齢者福祉につきましては、年々増加する認知症の正しい知識や理解を深め、その家族を含め社会全体でサポートするため、認知症サポーターの養成に努めてまいります。

さらには、認知症サポート事業所登録制度により、商店などの各種事業所に認知症サポート登録事業所としてご協力をいただき、地域社会でのサポート体制づくりを推進します。

### (3)社会保障

福祉医療制度では、子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるように医療費の助成を行っています。

現在の子ども医療は、通院は小学6年生まで、入院は中学3年生まで無料となっていますが、7月からは通院・入院ともに中学3年生まで拡大して無料といたします。

国民健康保険では、加入者の健康維持と生活習慣病の予防のため、健康増進を目的として自主的な活動を行う団体について引き続き助成をしてまいります。

## 3. いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり

## (1)道路・交通

市道熊野豊明線改良事業につきましては、大規模災害時の広域避難場所に指定されている中京競馬場に、近隣市町から人員及び物資等の配送並びに避難路を確保する目的で、本年度供用開始を目指し整備しております。

この路線は、名古屋市の都市計画道路にアクセスし、幹線道路のネットワーク化が促進されます。

区長要望工事につきましては、管理者施工分と併せて対応してまいります。

また、交通事故防止を目的とした土木施設の整備の充実を図るとともに、道路・排水路等の維持管理を迅速に行うことで生活環境を整え、市民生活の利便性の向上に努めてまいります。

また、豪雨災害に備え、調整池などの整備、排水路等の改修を行い浸水被害の減少に努め、市民の安全・安心で潤いのある快適なまちづくりを目指します。

市民の安全歩行エリア確保のため、二村山緑地隣接地にウォーキングコースを整備し、引き続き歩道やガードレール、道路反射鏡などの整備を進め、安全・安心なまちを目指してまいります。

## (2)市街地・住宅

第4次豊明市総合計画、都市マスタープランをもとに、本市の持つ豊かな自然や交通条件などの特性を生かし、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

また、本年度より、第4次豊明市総合計画後期基本計画がスタートするため、市民と行政がそれぞれの立場から満足度の高い住環境を実現できるよう、市民とともに進めてまいります。

## (3)産業振興

本市は、市の東部から南部にかけて、農業基盤が整った優良農地が広がっております。貴重な食糧生産機能の維持、向上に努め、農地の保全、整備を進めてまいります。

賑わいのある商店街にするため、鉢物取扱い日本一の豊明花き市場の協力を得ながら花の街をテーマとして、魅力あるまちづくりに商工会の商業活性化事業を推進してまいります。

## (4)消費生活・勤労者

消費生活における情報提供や、悪徳商法等から市民を守るために、消費生活に関する専門講座・出前講座を開催し、消費者の生活の安定と向上を図ってまいります。

勤労者が安心して働ける環境づくりなどの相談を引き続き行ってまいります。

### 4. 個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくり

#### (1)生涯学習の推進

多様化する学習ニーズに対応できるよう講座や教室を充実させ、市民が生涯にわたりいつでも自由に学べる生涯学習のまちづくりに取り組んでまいります。

また、新たに放課後子ども教室を実施し、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。

図書館につきましては、市民の多様なニーズにこたえるため、一般書・児童書・視聴覚資料など図書館資料の充実を図ります。

また、多文化共生事業の一環として外国語版図書の購入を進め、外国語図書コーナーを充実させてまいります。

文化会館につきましては、芸術作品の発表拠点の場として利用していただき、市民ボランティアの育成に努め、ジャズ演奏や市民フェスティバルなど自主事業の充実に努めてまいります。

## (2)生涯スポーツ・スポーツ文化

市民が気軽にスポーツを通して交流し、心身の健康の保持・増進を果たせるよう、事業や教室の充実に努めるとともに、各団体と連携してスポーツの振興、普及に取り組んでまいります。

各種スポーツ施設につきましては、市民が安全に利用できるよう引き続き維持管理に努めてまいります。

## (3)学校教育

学校規模の格差による教育環境等の不均衡を生じさせないため、学校の適正規模及び適正配置について基本方針に基づき、公平な立場で多角的に検討するため適正規模等策定業務を行います。

また、新学習指導要領による小学5・6年生の外国語活動が必修化され、年間35時間授業が行われます。これまで進めてきた外国語教育を充実させ、外国語指導員を増員します。

また、特別支援教育支援員を増員し、学習上の困難を改善、克服するため指導支援を行います。

## 5. 市民と行政が尊重しあう協働のまちづくり

### (1)参加と協働

地域自治の役割と期待が一層高まっている中で、市民が集い交流し、地域に愛着が持てる元気なまちづくりの推進を図っていくことが必要です。

そこで、ガンバル地域コミュニティ支援交付金により、地域組織が提案する課題解決への支援を行い、コミュニティの健全な発展や地域を基本としたまちづくりに対する活動意欲の向上を図ります。

さらに、新たに軽トラックを購入して貸出公用車の拡充を図り活動支援してまいります。

また、行事開催中の不測の事態に備えるため、AEDを貸し出し、参加者の安全と安心の確保に努めます。

「広報とよあけ」は、きめ細やかな行政情報を提供するため、「見やすく・読みやすく・親しみやすく」をモットーに編集し、外来語や行政用語の多用を避け、わかりやすい紙面づくり

を目指します。

また、市制施行 40 周年に向けて、新しい市勢要覧を編集、発刊します。

## (2) 国際交流

外国籍市民のうち、その多くを占めるブラジル人居住者へのさまざまな情報提供を円滑に行うため、ポルトガル語によるメール配信サービスを行います。

## 6. 効率的で顧客志向の行政経営

### (1) 行政経営

景気後退による本市歳入への影響と、少子高齢化による義務的経費の増加などにより、財政の硬直化は大変厳しい状況にあります。これまで以上に効率的で柔軟な対応力を持ち、セクショナリズムからの脱却を目指した行政運営を進めてまいります。

歳入に関しては、引き続きコンビニエンスストアでの市税の収納取扱いを行い、納税機会の拡大を図り、納税者にとっての利便性の向上を図ってまいります。

また、自主財源確保を図る一環として、企業の有料広告事業を実施し、市ホームページへのバナー広告、広報とよあけへの広告掲載等を引き続き行ってまいります。

市民の利便性向上と行政の効率的な運営のために、情報化推進計画を策定し、ICTを有効に活用した電子市役所の実現に努めてまいりました。

社会情勢の変化や技術の急速な進展により、市民生活や行政運営に深く浸透しつつあるICTですが、情報活用には脆弱性と高コストを併せ持つ感は否めません。

したがって、クラウドコンピューティングシステムを、自治体業務に取り入れていくための研究をしてまいります。最も適したICTを活用することで、業務運営の安定化とコスト削減を図ってまいります。

人事管理においては、職員の定員管理及び給与水準等の適正化を図ることを継続し、効率的な行政運営を推進していきます。

職員の大量退職時代に突入している本市の現状を踏まえ、再任用制度の継続などにより職員が長年培った能力、経験を生かし、新たな時代にふさわしい能力を有した人材を育成します。

結びとなりました。

本日、私は市長として最後の予算案を提案し、施政方針を述べさせていただきました。

皆様から預かった税には、納税者の方の気持ちが込められており、それゆえ税を使うことの重さを痛感し、常に真摯な態度であり続けておりました。

今、日本では、税収を超える財源を国債で調達し、国と地方を合わせた借金残高は、平成 23 年度末現在約 997 兆円となり、国民 1 人当たりによれば、約 783 万円を超えると言われております。

そのために政府は、消費税の増税を含めた「社会保障と税の一体改革」の必要性が述べられています。

しかし、政府の行財政改革への意欲が落ちていると国民が感じれば、増税の理解は得にくくなるわけであります。

こと豊明市でも同じで、今まで以上に「ムダ、ムラ、ムリ」の一掃に努めなくてはなりません。

職員には「あいさつ」は当然のこと、市役所に来庁された市民がお帰りのときには、「さわやかな対応だったな。自分の思っていることが納得できた」の事柄以上に、「市役所に来てよかった」という付加価値、言うなれば「プラスワンのサービス」を提供できる職員の育成に努めてまいります。

私は重要課題としていた、校舎の耐震化の推進や消防署南部出張所の開設、子ども医療の医療費無料化の拡大など「安全・安心」を推進する目標と、また財政の健全化のための市債残高を減らし、財政調整基金を増額するという目標とを達成するため、人件費の削減や、下水道使用料の改正などのムダ、ムラ、ムリをなくす行政改革を進めてまいりました。

市の行政は、人間の体に例えるなら、体格や体力はある程度備えてきておりますが、これらを社会経済環境の変化に適切に対応できる強い体質につくり上げ、全天候型の行政運営の確立に努めてまいります。

ピンチのときこそ、よりよいものを生み出すチャンスであります。ピンチをチャンスに変えて、この先、よりよい豊明市を目指してまいります。

平成 23 年度は、第 4 次総合計画の後半のスタートの年です。「協働で創るしあわせ社会」という基本理念に基づき、以上ご説明申し上げた施策を推進することで、「人・自然・文化ほほえむ安心都市」の構築を目指してまいります。

最後に、議員各位並びに市民の皆様におかれましては、今後とも市政に対する格段のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、平成 23 年度の施政方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### No.11 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で平成 23 年度の一般会計及び各特別会計の予算案の提案説明を終わります。ここで暫時、休憩といたします。

午前11時1分休憩

午前11時13分再開

#### No.12 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。



この際、お諮りいたします。

去る平成 22 年第 4 回定例会において継続審査となっておりました議案第 72 号について、議員定数特別委員会よりお手元に配付いたしましたとおり、委員会報告書が提出されましたので、委員長報告・同質疑・討論・採決を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.13 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、継続審査となっておりました議案第 72 号に係る委員長報告・同質疑・討論・採決を日程に追加し、直ちに議題といたします。

議員定数特別委員会に付託しておりました議案第 72 号について、お手元に配付いたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

月岡修一議員定数特別委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.14 ○議員定数特別委員長(月岡修一議員)

それでは、議長よりご指名がございましたので、議員定数特別委員会に付託されました議案第 72 号 豊明市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての審査内容と審査結果について報告を申し上げます。

結果は、お手元に配付されております審査報告書のとおり、議案第 72 号は修正可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

ご承知のとおり、本特別委員会に付託されました議案第 72 号は、昨年 の第 4 回定例会で議会閉会中の継続審査となっていたものであります。

それでは、審査経過に従って申し上げます。

初めに、議会閉会中の継続審査申し出をするまでについてご報告をいたします。

既に議決されておりますので、簡潔に申し上げます。

去る平成 22 年 12 月 17 日に、定数 10 名による議員定数特別委員会が設置され、全委員出席のもと委員会を開催し、正副委員長を互選の後、当委員会に付託されました議案第 72 号の継続審査を求める動議が出されましたので、採決の結果、賛成多数により継続審査すべきものと決しました。

よって、議長あてに議会閉会中の継続審査の申し出を行った次第であります。

次に、去る平成 23 年 2 月 15 日午後 3 時より、議員定数特別委員会の全委員と関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。

議案に対する質疑を終結したところ、委員より定数を 11 人にする修正案の提出があり、提案説明を行った後に質疑に入りましたが、持ち帰って協議をしたいとの動議が出されま

したので、改めて2月21日に特別委員会を開催することといたしました。

2月21日午後1時30分より特別委員会を開催いたしました。

冒頭に議長より、山田英明委員より入院加療のため議員定数特別委員の辞任願が提出され、これを議長が許可し、議会閉会中のため委員会条例第7条の規定により、平野敬祐議員を指名されましたとの報告がありました。

全委員と関係職員の出席のもと審査に入りましたところ、さらに委員より定数を20人にする修正案の提出があり、提案説明を行った後に、2つの修正案の質疑に入りました。

主な質疑内容を申し上げますが、今般の質疑は議員間の行為であり、質疑に対する答弁が誤解を招いてもいけませんので、私の報告は質疑のみとさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、質疑の主だったものを申し上げます。

修正案について2点質疑いたします。1点目は、定数を11人にしたときの議会運営はどうなりますか。2点目に、地域委員会という提案がありましたが、地域の振り分けはどのようにするのか。委員会の構成は何人とするのか。その委員の選出方法、また報酬はどのように考えているのか。

続きまして、複数の委員会に所属することは法整備をされましたが、他市での実例を見ない。地域委員会は別の予算を考えているのか。

さらに、地方議会での議員の職務は、行政の監視、政策提言、それから住民の生の声を聞く。定数を削減していくと、このバランスが崩れてしまうが、どうなのか。地域代表の議員が出にくくなるのではないのか。

さらに続きまして、区長要望工事の制度を廃止し、地域に権限を与えるということであるが、全区長に聞いたのか。

区長会を進化させたものを検討しているが、実現するために制度の見直しや条例、規則の改正が必要になるのではないのか。

さらに民主主義の原点、二元代表制、11人の議員で一翼を担うことが的確かどうか。

さらに、学区ごとの中選挙区であるが、法律は想定していないと思うが、大都市の区単位での選挙はわかるが、学区ごとに選ぶことはできるのか。

区長会に1億円の権限を与えるのは危険があるのではないのか。

大まかなことを申し上げますと、このような質疑がございました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論の内容を申し上げます。

2減案に賛成。11名削減は理想論であり、将来的にはどのような方向になるのか、議会としても真剣に検討していくべき問題であるが、統一地方選挙を控え2名減が妥当であると考えます。

4名減に賛成。豊明市の人口、面積、財政力など諸般の状況を考えて18名がよい。二元代表制の一翼を担うのに一定数の18名がぎりぎりだと思っております。

さらに、11人削減反対、4減に賛成。市民の目から見て財政の問題なのか、民主主義そのものを変えたいのかわからない。区長会に権限を与えて、準備も整わないのに進めていくのは危険である。

続きまして、11名減に賛成。個人の信念に基づいた提案を批判される覚えはない。河村市長の地域委員会にヒントを得て実施していくなれば可能ではないかと少数精鋭による議会、根拠をもって提案している。

続きまして、2名減に賛成。4年前に4人削減し、今回4人減は厳しい。改選の時期も迫り、2名で結論を出していただきたい。

さらには2名減に賛成。地域の人に意見を聞いて、2人減らすことに80%の人が賛成をしてくれた。

続きまして3案に反対。議員とは、議会とは何か、根本から考えなければならない。議会で発言することは市民の声を伝えていくことであり、削減すれば市民の声を反映されなくなる。地方自治法の上限30人に近づけるべきである。

このような討論がそれぞれ出されました。

討論を終結し採決に入りました。

初めに、11人の修正案については、採決の結果、賛成少数でありました。

次に、20人の修正案を採決いたしました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

さらに、修正可決した部分を除く原案について採決をいたしました。

この修正案は定数を規定していますが、施行日については原案に規定されていることによります。修正可決した部分を除く原案についても、賛成多数で可決すべきものと決しました。

したがって、議案第72号は、議員の定数を2人減して、20人に修正可決すべきものと決しました。

以上で議員定数特別委員会に付託されました議案第72号の委員長報告を終わります。

#### No.15 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.16 ○議長(矢野清實議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

なお、討論については、原案及び委員会の修正案について一括して行います。

討論のある方は挙手を願います。

安井 明議員。

#### No.17 ○12番(安井 明議員)

それでは、議案第 72 号 豊明市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の2名減の修正案に対し賛成の立場で討論をいたします。

この議案は、昨年 12 月議会において市民より議員定数4名減の直接請求による条例改正議案であります。

私ども市政クラブは、昨年の 12 月議会において議案第 72 号について継続審査といたしました。その後、他会派も含め協議を重ねてまいりました。

日本の議会は委員会制度を設けており、豊明市は3委員会が設置されております。委員会のあり方を考えたとき、1委員会の委員の人数は7名から9名が適当であると言われております。

このことを考えると、豊明市の議員定数は最低 21 名による議会構成が望まれますが、市政クラブ議会報告会終了後のアンケート調査の結果は、議員定数維持 27%、2名減 23%、4名減 11%、わからない 23%、その他8%でありました。

このような結果を踏まえ、市政クラブは議員定数を2名減することにいたしました。

今後も市政クラブは議員定数のあり方について、豊明市民と十分な調査研究、協議を重ね、市民の皆様がさらなる議員定数の削減を求めているならば、複数の選挙制度改革についても十分な調査、協議を重ねてまいります。

複数の選挙制度にすることにより付加価値もつき、選挙公営費も大幅に削減できるものと考えております。

また、アンケートの結果、議員はそれぞれの地域から選出されるべきであるとのことのご意見が多数を占めていました。議員は地域代表が望ましく、また議員定数削減が市民の総意であるならば、複数の選挙制度改革を総務省へ特別行政区として申請し、少数精鋭な議会を形成していくことを申し添え、賛成討論といたします。

#### No.18 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

伊藤 清議員。

#### No.19 ○16番(伊藤 清議員)

今回、市民の多くの皆様方から、議員定数について問題の提起をいただいております。議員定数は何名が適正かということについては、なかなか正解は導き出せないという

ふうに思っております。

私は議員が何名が適正かということではなく、議会がどうあるべきか、議員がどうあるべきか、どういった活動をすべきかと、そういった観点で考えているところでございます。

私は平成7年度に初当選をさせていただいて以来、議員、議会は少数精鋭であるべきだということが持論であります。その私の持論に沿った形で、今回、特別委員会に提案をさせていただきました。

今回の私の提案の背景には、お隣、名古屋市の河村たかし市長の取り組みが、大いに参考になったものでございます。

河村市長の主張につきましては、そのすべてにおいて賛同するわけではございませんが、その一部、特に地域委員会等については、大変参考になる制度であるというふうにとらえております。

私は今回の提案に際し、区長会等へ財源と権限を移譲する中で、議員にあつては豊明市の将来、10年後、20年後のビジョンを描きながら政策論争をする、そうした議会、議員に脱皮すべきだというふうに考えておりました。

国においても、多くの国会議員の中で、与野党を問わず地方分権の声が叫ばれておりますけれども、一向に進まない。進まない背景には、中央の官僚による権限の囲い込みが、大きく地方分権の進展を阻害しているものと思っております。

官僚の言い分は地方の行政、市役所にはそれだけの能力がないと、そういった理屈の中で自分たちの権益を守っているわけではございますが、地方分権が国から地方へ、そうした形で地方分権が進むのであれば、国から地方へ、地方から地域へといった形で権限移譲、財源移譲を進めていく必要があるというふうに考えております。

私はこうした議員定数のあり方、議会のあり方については、それぞれ支持者の皆様に対してご説明をさせていただいております。今特別委員会での提案に際しましても、後援会の皆様にご説明をいたし、了承をいただいたものでございます。

21日の委員会終了後、一定の委員会での結論が出たそれを受けて再度、支持者の皆様と相談をさせていただきましたけれども、私は将来にわたって少数精鋭、議会のあり方の私の持論を、この旗を下げる考えは毛頭ございません。

がしかし、この委員会での一定の結論を得たこのことについては十分かんがみて、後援会の皆様からも今回、2減に賛成をしていくようにと、一定の前進が見られたというふうに評価をいただいたところでございます。

先ほど、月岡委員長の報告にもございましたが、私の少数精鋭論に対しては、理想であるというようなご意見もいただいておりますし、安井議員の討論にもございましたが、今後、選挙制度を見直して、少数精鋭という形で皆さんが考えていただいたことは、大きな前進であるというふうに考えております。

私の持論は持論として委員会の結論を尊重し、私は今回、この本会議場において2名削減に賛成をしてみたいです。

以上。

**No.20 ○議長(矢野清實議員)**

松山廣見議員。

**No.21 ○13番(松山廣見議員)**

議案第 72 号 豊明市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する修正案、18 人を 20 人に改める修正案について、公明党市議団を代表して賛成の討論をいたします。

ここ数年、改選時期になると、なぜ定数削減の話が出てくるのかと考えてみるに、やはり率直な市民の感想として、市議会が何をやっているのかわからない、わかりにくい。だから減らしてもいいのではないかというのが、一つあるのではないかと思います。

今後はより情報公開をして、議会の動きをもっと市民に知っていただくことが大事と考えます。

そして二元代表制の一翼として、一定の議員数は必要と考えております。本市の減数条例の状況は、市制施行後5回行われており、法定定数 36 人を6名減員し、30 名としたことを最初に、定数 28 名にし、26 名とし、先の 19 年の選挙より4名減員し、22 名となっております。議員定数の削減については、十分に調査し、慎重に結論を出すべきと考えておりました。

定数削減は党の方針として、また支持者もそのような考えであります。4月の統一選まで2カ月となりました。ここで結論を出すことが急務であります。

よって、2名削減の 18 人を 20 人に修正する案に賛成する討論といたします。

**No.22 ○議長(矢野清實議員)**

石橋敏明議員。

**No.23 ○9番(石橋敏明議員)**

議案第 72 号について、その後、私なりに多数の一般市民の声を聞かせていただきました。

定数の現状と不況下の市民感情が交差する中、その大半の方が2減案を支持しており、早期の実現を望んでおります。この市民の意を真摯に受けとめなければなりません。

2減案の提出については、当初より私の持論とも合致しますので、賛成とさせていただきます。

しかしながら、当議会の明確なる早期の決断力の欠如には残念であり、懸念を覚えることを申し添えておきます。

No.24 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.25 ○14番(榊原杏子議員)

議案第 72 号について私は今回、多くの市民の方々からの直接請求で求められたとおりの4名減の声にこたえるべきと考えますので、2名減の修正には反対、原案に賛成の立場で討論をいたします。

まず、明確にしておきたいのは、そもそも私は議員定数は削減すべきでないと、かなりかたくなに考えている人間だということです。

議員になろうとは思ってもよらない昔から、一貫してそう考えてきましたし、今後もその意見は持ち続けると思います。

議員は市民の代表として議会を構成し、行政、すなわち公権力と対峙する力を持っています。行政と市民という対立軸においては、議会、議員は本来、市民の側に属するものです。

市民が使える道具、手段の一つである議員の数を減らしてしまえば、市民の力を弱めることに直結し、とても危険だと思っています。単に、時代の流れですとか財政難というような理由では私は容認できません。

確かに、私の目から見ても、残念ながら当市議会においては、その役割を十分に発揮しているとは思えず、むしろ道具が暴走して、使い手である市民に刃を向けてくるような現状がありますから、市民がそのように感じて議会を敵対視したのだとしても、無理からぬこととは思いますが、どうせ機能していないからといって、弱体化させればよいというのは違います。まずは、さまざまな方法でコントロールを試みるべきでしょう。

名古屋市のこの間の出来事を見ても、私はとても心配です。市長が率先して議会の弱体化のために市民を先導し、市民ではなく、自分自身の権力を強めようとしています。一緒になってその力が、いつか自分たち市民のほうに向いてきたら、一体どうになってしまうのか。

たとえ今はよい権力と思えるものであったとしても、安易に一方を強めるのは自殺行為であり、大変恐ろしいことだと思っています。

さて、数を減らしても弱くならなければよいということで登場するのが、少数精鋭論であります。しかし、選挙は試験とは違いますので、少数イコール精鋭とはならないのが現実であります。

4年前に4人減らした当市議会は、全体として質が高くなったのでしょうか。これまでに何度も削減をしてきた歴史は、議会が少しずつでもよくなった歴史であったのでしょうか。私にはそうは思えません。

市民から見ても、現実には逆だと思えるからこそ、何度も削減の要求がわき起こるのでは

ないのでしょうか。定数を削減しても少数精鋭には直結せず、質を担保する、高めていくためには、定数以外の方策が必要だということです。それがなければ、議会はますます悪くなるかもしれないのです。

さらに、選ぶ者と選ばれる者の問題として選挙への影響を考えると、数を減らすごとに一般に死に票が増え、少数意見は反映されなくなっていくます。当選するために必要な票数が上がるので、立候補のハードルも上がり、そうすると有権者の選択肢も減ってしまいます。

立候補者は効率的に動かざるを得なくなり、少しでもまとまった組織へのアプローチが多くなり、徒党を組まない一市民や小規模な団体の意見は軽視されがちになってしまいます。1票の重みが相対的に減ってしまうということです。

大きな組織の後ろ盾を持つ候補者が常に当選をし、人物ではなく組織により議席が固定化されることにもつながります。

定数削減のデメリットを述べるのが本旨ではないので、これくらいにしておきますが、多くの問題があり、私にとっては削減を是とすることは大変に難しいことであります。

ですから、5年前に6名減の請願や4名減の議員提案が出されたときにも、堂々と理由を述べてこれに反対をいたしました。

多くのお叱りやご意見もいただきましたし、選挙にも影響したところがあったかもしれませんが、信念を貫いたことを恥じるつもりはありませんので、その後も隠すことなく、折に触れてこの意見を述べてまいりました。

多くの市民が削減を望み、反対意見は少数であることは感じ取れるものの、少数意見だからこそ、しっかり主張することも私の使命ではないかという思いもありました。

にもかかわらず、どうして私が迷いに迷った末、今回、4名減に賛成という結論に至ったのか。それはもう5年前に4名減を決めて以降のこの議会のていたらくを見てくれば、構成する一員として情けなく恥ずかしく思うと同時に、責任の一端を担う立場として、市民に対して大変に申しわけなく、議会は何らかの責めを負わなくてはならないのではないかという思いにさいなまれたからに、ほかなりません。

多くの市民にとって忘れられない出来事となった会議抜け出し問題、会議は抜けたが富良野には行っていない、写真は2年前のものだなどと主張し、選挙を乗り切った人たち。

そればかりか、自分はあたかも陥れられた被害者かのように振る舞った人もいたという衝撃の報道や、うそが暴かれた後も、なぜかそれを追求しきれないどころか、守り抜こうとする議会の面々。

この富良野問題のけじめをどうつけるのか、何もよくなっていないのではないかと、何人の方に言われたかわかりません。

いつまでも昔のことをと思われる方もいるのですが、きちんと片がついていないから、いつまでも言われるのです。

調査のための委員会で、それは必要ない、これも必要ないと真相究明を拒む。政治倫理



規程をつくることになっても、内容は先進市に比べて相当薄く、さらに条例にはせず、要綱で済ませてしまう。議会基本条例の制定にも前向きのように言いながら、全然手をつけようとしな。政務調査費の見直しもしない。議会改革全般を話し合う協議の場すら持とうとしない。

これでは不祥事で失った信頼を取り戻して、前向きにリスタートしようという意欲など、全く感じられないに決まっています。

それどころか、以前にも増して、自分の意思は別にあるが、会派の意思統一が大事だからなどと言って、ますます会派依存体質が強化され、気に入らない言説は数の力で封じてしまえばよいとばかりに、発言に制限を続け、協議を拒んで議会全体としての意思形成の努力をも放棄をし、そのどれも「あいつらが悪いからだ」などと、幼稚な開き直り方で責任転嫁をし、批判する市民は一部の特殊な人だけだと市民をも愚弄し、というような改革どころか時代に逆行するようなことばかり行われてきて、このありさまをつぶさに見ていた市民が、こんな議会は何とかしなくてはと危機感を抱くのは当然も当然、それが議員定数削減の活動に結びついたとして、私はもう改革の方法論が間違っているから反対などとは、とても言えません。

今回の削減の声は、単に近隣も減らしているからとか、どうせ減らしても毎回出るんだとか、時代とか財政難、ポピュリズムだとか、そういうものとは全然違います。

前回4減したのに、また多くの署名が集まったのはなぜなのか。9月に陳情、議員提出議案とも否決となってしまっても、さらに直接請求という難易度の高い手段に挑まれてまで、再度、これが俎上に上ってきたのはなぜなのか。

適正人数がどうか、理想がどうか、4名は多いから2名ぐらいでなどと言っておられる段階ではない。これはもう議会を見守ってきた市民から、議会への最後通牒だと重く受けとめなくてはならないところまで来ているのだと思います。

市民の信頼や期待を裏切り続けた代償として、豊明市議会が特別の事情で求められたものでありますから、ほかの何名でもなく、直接請求で求められた4名減、これにこたえるかこたえないかの2つに1つ。私にとっては、この4名減にこたえる以外の道は全く考えられません。これが私が今回、修正案に反対し、原案に賛成をする理由であります。

請求代表者を始め、活動に参加されてきたすべての皆様には、夏からずっと長い期間、本当にお疲れさまでした。皆様の努力と挑戦はとてとうといもので、議会での結果にかかわらず、今後につながるとてもなく大きな意義があったと確信をしています。

12月に代表者の方々と面談をさせていただいた際、私は数を減らしても質は向上しないとお話をし、皆様は、その後が大事であることはわかっている、減らさなければいけない、議会をよくするための活動を続けると、お約束してくださいました。

私が持論を曲げても4減に賛成する決断をしたのは、その言葉に背中を押されたところもあります。

議会を正常化するための一番の機会は間もなくやってきます。それぞれに、これと思う

方をできる範囲で力いっぱい応援をしていただき、さらに送り出したならば、後はその人に任せるのではなく、その後の4年をきっちりチェックをし、見守っていただくことが、何より重要なのではないのでしょうか。

そうして市議会を立て直し、議会を通じて、あるいは他の方法も駆使して、市政に参画する市民をどんどん増やしていただくと、この直接請求の本当の成果になってくるものだと思います。

最後に申し上げます。私は、豊明市の多くの有権者は、小手先のつまらないパフォーマンスに幻惑されるほど愚かではなく、本質を見抜く確かな目を持っていると信じています。

今回の直接請求が、市民の正しい判断と明るい未来に結びつくことを心より期待を申し上げ、討論を終わります。(拍手)

#### No.26 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

#### No.27 ○6番(杉浦光男議員)

私は、この議案第72号について賛成の立場で討論をいたします。

私は一貫して、一貫してというのは、前の定例会で、4名がだめだったときに2名という議案を提出しましたので、一貫という言葉はちょっと訂正させていただきます。

4名減がベストであるという主張をしてきました。それは自治体の行財政改革が進んでいる。それで議員も痛みを感じなくてはもちろんいけない。そういう直接的な問題と、それからもっと本質的な問題で民主主義のあり方、強いていえば、二元制のもとで議員はどれくらいが適当か、豊明市だったらどれくらいが適当かということで、18名が適当だと、4名減が適当だという信念は今も変わりません。

ですが、これに賛成をいたしますのは、やはり実を取るというか、政治は俗っぽい言葉でいえば「妥協の産物でもある」というふうに私は考えております。

だから、0か4ではなくて、2であってもあり得るだろうし、3であり得る場合もあると。私は、この前の特別委員会ときょうの本会議の状況から2に賛成して、実を取るという立場に立とうと。

しかし、非常にここで反省点がありますのは、この2まで来るのに、これは議員自身でここまで2が高まったというふうに私個人としては考えておりません。これは市民のリードによって2まで来るのに、これほど莫大なエネルギーが使われたかと、強いていえば自分も含めていかに議員がたるいか。今のところを取り消します。ほかの議員のことは言いません。自分がいかにたるいか、議員としてたるかったかという反省の材料にもなるわけです。

2まで来るのに、これほど本当に市民の方にエネルギーを使わせてしまって、議員自身も、私もいま一つ煮え切らないところがあったんではなかろうかというふうに考えておりま

す。本当ならば、12月で決着をしていただきたかった問題であります。

くどいようですが、私は0か4ではなくて、0から始まって2がマルならば、そういう立場を取らざるを得ない場合もあると、そういう立場で議案第72号については賛成すると。

そして最後に、市民の方々に非常に働いていただいて、この市民の方々の思いや努力を真摯に受けとめて、これからの議会活動の自分の糧にしたいというふうに思います。

4減ということについては、少し外れてしまいましたが、私が申し上げたのが私の本当の心であります。

以上です。

#### No.28 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

#### No.29 ○22番(前山美恵子議員)

議案第72号の原案と修正案に反対の立場で討論をいたします。

議員定数の問題を考える場合、まず議会の役割がそもそも何かということです。住民の代表機関としての機能を持つ議会は、多種多様な住民意思を反映する複数の議員からなる合議体であり、議会に求められているのは、議論を通じて多様な住民の意思を反映してそれを生かして、自治体の意思を形成することにあるのです。

そのため議会を構成する議員には、年代的にも、職業経験でも、性別でも、地域的にもできる限り多様な議員が集まり、それぞれ異なった意見をぶつけ合い、議論をし、合議体としての機能を果たすことが求められています。

ところが、議員定数の削減は、こうした多様な議員の集まりに支障を来して、住民とのパイプを細くするとともに、多様な意見による合議体としての機能を弱めることになるのです。

そのため議会にはさまざまな権限があります。住民の意思を代表する機能や執行機関に対する批判、監視機能などを行使するために、議決権、監視権、意見表明権、自立権などがそれです。

議会で条例を制定したり、改廃したり、予算を決定したりすることは、市長らの執行機関を拘束することにもなるのです。これを団体意思の決定といいます。

例として、12月議会で住民からの請願、子どもの医療費無料制度の中学校卒業までの実施を求めるという請願については、全会一致で採択をされました。

議会が執行機関、市長に実施をしろと突きつけたわけです。これは豊明市住民の意思ですから、市長はこれを無視することはできません。

こうして住民の強い意思を議会が表明することによって、市政を変えていくということにな

ります。これは一般市民が集まって実施をしると言っても、権限が付与されていない立場からなので、力にはなりません。

そこで、議会でその機能や権限を生かして住民の利益を守る役割を果たすように活動をするのが、住民代表としての議員の任務ですが、議会にその役割を遂行させるために、議員にもさまざまな権限が与えられています。議案の提出権、発言権、表決権、請願の紹介権などです。

議会で市長に施策の充実を迫っていくことができるのも、市民からの請願を紹介するのも、こうした議員だけにしかない権限があるからです。こういう権限は議員のものというより、市民の権利というべきでありましょう。議会で議員の一言一句は市民の意思の表明といえるでしょう。議員定数を削減すると、こうした市民の権限も削減をしていくことになるのです。

議会を構成する議員は地方自治法で定数を人口に応じて定めています。本市は人口5万人以上10万人未満の市で、その議員定数の上限は30名です。これは定数を考える基準であります。

人口5万人未満の市及び2万人以上の町村の議員定数は、上限が26名です。この精神からいえば、人口6.7万人の豊明市の場合、30名以下、27名以上が適正と判断すべき基準と考えます。本市は既に法定上限を8名も下回っているわけであります。

市民から議員を減らせという声は、確かに多くあります。これは市民の不満や不信、こういうものが根底にあるわけですから、これを解決するには、議会のより一層の公開や議会改革を通じて、議会や議員の質を上げる努力をすることであり、定数を削減すれば、解決をするものではありません。

確かに、議員を減らせば議会の予算を削減できますが、議員が少なくなることによって、市民に必要な議員が身近にいなくなったという事態は、全国各地で起きております。市民のためにまじめに働く議員が、必ずしもこれは選挙に強いというわけではないからです。

我が党は強い組織や後援団体を持つ議員ばかりが有利になり、地縁、血縁、そして金もない市民が出られないような議会になってはいけなないと考えます。

今、地方分権の一定の前進により、自治体の仕事はほとんどが自治事務とされ、地方議会の権限の強化が図られています。市民の暮らしと権利を守るためにも、行政機関へのチェック機能を強化するためにも、議会や議員の役割がますます重要になっています。

そのため分権時代において議会に求められるのは、議員定数の削減ではなく、むしろ逆に多様化した市民意思とニーズに対応できるだけの議員の数であり、議会や議員の質の向上とともに、住民のために働くことが今求められているのではないのでしょうか。

以上のように考えますと、議員定数を減らして痛みをこうむるのは、議員個人ではありません。自分たちの代表がいなくなって、市政に声が届かなくなる住民なのであります。

ですから、我が党は2でも、そして4でも、定数削減には反対であります。

以上です。

No.30 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.31 ○15番(山盛左千江議員)

原案の4名削減に賛成する立場で討論いたします。

私も今の共産党の前山議員、それから市政改革の会で一緒に活動しております榊原議員と同じように、議員というのが少なければいいという考えは、そもそも持っておりません。

しかし、今の現状を見るならば、削減をして市民の声にしっかりこたえなくてはならないという、そういう気持ちになっているから、今回も4減に賛成するわけであります。

皆さんの討論を聞いていて感じたことがあります。市民の2回に及ぶ4名削減の、この大きな運動の本当の意味、必要性、それを正しく理解していらっしゃるのかどうか疑問に感じました。市民の不満については、榊原議員が述べたとおりであります。

直接請求の代表者の陳述の中にあつた言葉を思い出していただけないでしょうか。議員というのは地域代表ではなくて、市全体の公平、平等な事業の執行のために行政の事業、もしくは予算の執行がきちっと行われているか監視チェックをする役割に専念してほしいと、地域のためだけに働く議員は要らないのだと、そのことをはっきり述べられたということを確認していただきたいと思ひます。

本市においても、区長さんたちが多くのこの署名の運動の中心になりました。これは本市だけに限らず、他市においてもこういったことが起こっています。そのことも私は今回の4名削減の大きな意味だというふうに感じるわけです。

ある議員は、自分の仕事の6割、7割は地域の要望のために働いていると言っておりました。今の討論の中でも地域代表が望ましいと、そういうことをはっきり討論の中で述べられました。

ですけれども、今申し上げましたように、直接請求を求める市民の方たちは、それではないことを期待していらっしゃる。そうではない議会になってください。だから少なくともできるでしょうと、少ない人数でもできる議会に変えてくださいと、そういうふうにおっしゃっていらっしゃるということを、再度確認をしていただきたいというふうに思ひます。

区長への権限移譲、地域委員会、議会事務局職員の強化、そういったことによって議員の力が強化されていく、議会の力が十分機能していくということは私も賛成ですし、市民の声が直接市政に反映されていくことも、大変望ましいことだと常々主張しておりました。

しかし、これはそんなに簡単にできることではありません。思い切った削減をしてしまうと、市民の声が反映されないという、そういった危険性もありますので、時間をかけて住民の自治意識を育てつつ、議会の人数とのバランスをとっていくということも必要だというふうに感じております。

そういったことをいろいろ考え合わせていくと、今回の市民が求められた4減というのは、実に絶妙な数字だというふうに理解いたします。

大幅でもなく、4減による財源確保も可能である。そして、地域の人たちの声を吸い上げるような政策や事業の推進も求めている。よほど、この市民の方たち、直接請求された人たちのほうが、豊明の将来を、豊明の現状を、議会のありさまをよくよく理解されて、この数を決められ、運動を展開されたのだというふうに感じております。

杉浦議員もおっしゃられたとおり、この2減は、本当に小手先だと思います。それでも、この2を勝ち取られたのは、やはり市民の力だというふうに思っております。市民の2回の署名活動がなければ、0のまま終わっていたでしょう。このことを議員は強く心にとめておかなければなりません。

少数精鋭という、そういった方向を議員の皆さんが考えておられるのであるならば、やっぱり議会改革を避けては通れません。共産党の前山議員も言われました。公明党の松山議員も言われました。もちろん榊原議員も討論の中で述べましたが、議会の改革というのがとても重要になってまいります。そのことをこの4年間、避け続けてきたそのツケが、この大きな運動につながったということを肝に銘じて、皆さんの採決につなげていただきたい、決断の大きな材料として、このことを心にとめていただきたいというふうに考えております。

これからの議会を変えていくのは市民であると、その大きな力の一つの結果として、4減の実現を皆さんにお願いして、討論を終わります。

#### No.32 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 72 号について採決いたします。

初めに、議員定数特別委員会の報告による修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.33 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、本修正案は可決されました。

続いて、ただいま可決されました修正部分を除く原案について、起立により採決をいたします。

修正部分を除く原案を、ただいまの委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.34 ○議長(矢野清實議員)**

賛成多数であります。よって、議案第 72 号は委員長報告のとおり修正可決されました。  
ここで、午後1時 15 分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時3分休憩

午後1時15分再開

**No.35 ○議長(矢野清實議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。  
日程5、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。  
議案第 11 号を議題といたします。  
理事者より提案理由の説明を求めます。  
相羽市長。

**No.36 ○市長(相羽英勝君)**

それでは、議案第 11 号 公平委員会委員の選任についての提案理由をご説明申し上げます。

公平委員会の委員 兼子高子氏は、平成 23 年3月 31 日で任期満了となりますので、下記の者を選任するものであります。

記といたしまして、住所、豊明市二村台2丁目 26 番地 11。氏名、佐野和子様。生年月日、昭和 31 年2月7日生まれ。

この案を提出するのは、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

公平委員会の兼子高子さんにおかれましては1期4年、お務めをいただき、大変感謝をいたしております。引き続き、お願いをしたいのですが、ご本人の辞意が固いので、佐野さんを選任するものであります。

佐野さんの略歴につきましては、別添にありますように市内小中学校に勤められ、教職を退職された後は、家庭において3人のお子様を育てられ、その傍ら、市文化財保護にもご尽力をいただいております。

この職務経験から人格識見ともに高潔な方で、公平無私な人柄でございます。ぜひ、議員各位の全員のご同意をよろしく願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

**No.37 ○議長(矢野清實議員)**

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

堀田勝司議員。

#### No.38 ○18番(堀田勝司議員)

公平委員 佐野和子さんの選任について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

彼女は岡崎市の出身でありまして、ご存じかと思いますが、今の栄中学の佐野校長の奥さんであります。

栄中学時代に職場で知り合われたそうで、その後結婚されて、子どもさんが3人おみえになり、立派にお育てになりました。

私と佐野校長は体育協会の理事ということで、二十数年来の長いおつき合いですけれども、彼女の支えがあって今の彼があると、そういうふうに思っております。

文化財保護に関してもご尽力をいただいておりますし、公平委員にふさわしい人格と識見を備えておられます。ぜひ、議員全員の皆様のご賛同をお願い申し上げるものであります。

最後になりますけれども、前委員の兼子さんにおかれましては、1期4年間でありますけれども、ご活躍をされていて、大変感謝を申し上げます。ご苦労さまでございました。

佐野さんにおかれましては、ここに書かれておりますように、栄中学、そして中央小学校で教員をやられておりまして、地域の皆さんにも大変信頼をされているすばらしい方です。

ぜひ、全員の賛同をお願いして、以上で終わります。

#### No.39 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

#### No.40 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.41 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



以上で日程5を終わります。

日程6、選挙第1号 選挙管理委員の選挙についてを議題といたします。

事務局長をして説明させます。

佐藤議会事務局長。

#### No.42 ○議会事務局長(佐藤政光君)

選挙第1号 選挙管理委員の選挙についてご説明を申し上げます。

現在の委員の任期が平成23年3月7日をもちまして満了となる旨、選挙管理委員長より通知がございました。

よって、地方自治法第182条第1項の規定により、議会で委員4名の選挙を行うものでございます。

以上で終わります。

#### No.43 ○議長(矢野清實議員)

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.44 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議会運営委員長の月岡修一議員において指名することといたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.45 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の月岡修一議員において指名することに決しました。

月岡修一議会運営委員長より指名をお願いいたします。

#### No.46 ○議会運営委員長(月岡修一議員)

ただいま、議員の方々のご賛同をいただきましたので、私から選挙管理委員の指名を申し上げます。

各議員のお手元に「選挙管理委員の候補者」名簿が配付されておりますが、ご指名をするに当たって、本来であれば現在の委員4名の方に引き続いてお願いができればと思っておりましたが、委員の青木博之氏におかれましては、平成15年3月に選挙管理委員に

就任され、平成19年3月からは委員長として職務に励んでいただきましたが、平成23年1月に一身上の都合により委員長職を辞任されました。

さらに、委員長代理の小宅佳子さんにおかれましては、平成13年6月に選挙管理委員に、平成19年3月からは委員長代理に就任され、9年9カ月の長い期間、熱意を持って職務を遂行されました。

このたび、両名ともご勇退のご意志が固いと伺い、長年の献身に対して改めて感謝を申し上げます。

そこで、現在の委員4名のうち、2名の方については引き続き委員をお願いできるということで、現委員2名と退任される方にかわり、新たに2名を指名するものであります。

各氏の人格等は、既に各議員もご承知の方が多くは存じますが、経歴について簡単にご紹介をさせていただきます。

横井正彦氏は、平成19年3月より選挙管理委員を務められ、今年1月からは委員長を務められております。

外山弘子さんは、平成19年3月より選挙管理委員を務められておられます。

大矢克己氏は、平成19年3月より選挙管理委員の補充員を務められておられます。

加藤智子さんは、ご主人の歯科医院を手助けする傍ら、平成12年度には沓掛小学校PTA副会長を務められ、人格識見の高い方です。

選挙管理委員は、選挙の開票では深夜に及ぶこともあり、大変な職務ではありますが、それぞれ政治、選挙に関しましては公平な意見をお持ちで、適任の方々でありますので、議員全員のご賛同を賜りますようお願いをしまして、指名とさせていただきます。

以上です。

#### No.47 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま指名されました4名の方を、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.48 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました4名の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙第2号 選挙管理委員の補充員の選挙についてを議題といたします。

議会事務局長をして説明させます。

佐藤議会事務局長。

**No.49 ○議会事務局長(佐藤政光君)**

選挙第2号 選挙管理委員の補充員の選挙についてご説明を申し上げます。

選挙第1号と同様、本年3月7日をもちまして任期満了となる旨、通知がありましたので、地方自治法第182条第2項の規定により、議会で補充員4名の選挙を行うものでございます。

以上で終わります。

**No.50 ○議長(矢野清實議員)**

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.51 ○議長(矢野清實議員)**

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議会運営委員長の月岡修一議員において指名することといたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.52 ○議長(矢野清實議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の月岡修一議員において指名することに決しました。

月岡修一議会運営委員長より指名をお願いいたします。

**No.53 ○議会運営委員長(月岡修一議員)**

ただいま、議員の方々のご賛同をいただきましたので、選挙管理委員に引き続き、私から補充員の指名を申し上げます。

補充員についても、各議員のお手元に「選挙管理委員の補充員の候補者」名簿が配付されておりますので、経歴を簡単にご紹介いたしますが、地方自治法第182条第3項の規定により、議会又は選挙管理委員会で繰り上げ順序を決めることになっておりますので、その順序に従いご紹介をいたします。

関谷百合子さんは、平成19年3月より選挙管理委員の補充員を務められておられます。

井口昭雄氏は、平成20年9月より民生児童委員を務められておられます。

並木壯平氏は、平成20年度に三崎区長を務められました。

酒井よし子さんは、平成16年12月より民生児童委員を務められておられます。

以上、4名の方はそれぞれ政治、選挙に関しましては公平な意見をお持ちで、適任の方々でありますので、議員全員のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、指名とさせていただきます。

以上、終わります。

#### No.54 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま指名されました4名の方を、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.55 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました4名の方が選挙管理委員の補充員に当選されました。

以上で日程6を終わります。

日程7、議案上程・提案説明に入ります。

議案第12号から議案第31号までの20議案を一括議題といたします。

初めに、議案第12号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

#### No.56 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、議案第12号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明をしていきます。

この案を提出しますのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、必要があるからであります。

この法律では、非常勤職員も育児休業を取得することができるように改正されました。

法律は本年4月1日から施行されますので、本条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

それでは、主な改正内容を説明しますので、議案書を1枚おめくりください。

まずは上から3行目です。

第2条は育児休業をすることができない職員についての規定であり、これに3号と4号を追加いたします。

3号は、任期を定めて採用された短時間勤務職員であり、4号は、一定の要件を満たさない非常勤職員について、育児休業を取得することができないと規定したものです。

その取得できる要件といたしましては、在職期間が1年以上であることや、子が1歳に達

する日を超えて、採用の見込みがあることなどの要件が必要になってきます。

もう1枚おめくりください。

次に第2条の2は、一定の非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6カ月に達する日までの間で、育児休業取得可能期間の規定を追加するものであります。

もう1枚おめくりください。次に、中段あたりになります。

第3条に6号と7号を加えます。

これは、再度の育児休業をすることができる特別の事情を追加するものであります。

次に、第19条は部分休業をすることができない職員について規定したものであります。

育児短時間勤務職員については、法で除外規定されましたので、本条例から削除をいたします。

また、一定の勤務時間、勤務日等の要件を満たさない非常勤職員も取得できません。

次に、一番下段になります。第20条になりますが、第20条は部分休業の承認についての規定であり、非常勤職員について1日の勤務時間から5時間45分を減じた範囲内の時間で、部分休業を取得可能な規定を追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

#### No.57 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第13号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

#### No.58 ○行政経営部長(宮田恒治君)

続いて、議案第13号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

この案を提出しますのは、予防接種医の報酬額の変更及び委員の新設のため必要があるからであります。

それでは、内容の説明をいたしますので、1ページおめくりください。

この改正は、豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬について、それを規定する別表を改正するものであります。

今回の改正は2点の改正を行っていきます。

まず1点目、予防接種医の年額報酬額を「2万9,800円」から「2万円」に改めるものです。

これは予防接種医の報酬について、医師会との協議の結果であります。

続きまして、2点目の改正は、市民提案型まちづくり事業交付金審査委員とガンバル地

域コミュニティ支援交付金審査委員を新設するものです。

いずれも委員の報酬額は1回 7,200 円。ただし、会議の時間が4時間以内の場合は5,000 円とします。

市民提案型まちづくり事業交付金は、豊明市協働のまちづくりを進める地域社会活動推進条例に基づき、市民団体等が提案するまちづくり活動に要する経費について、1団体 15 万円を限度として交付するものです。審査委員は5名以内です。

また、ガンバル地域コミュニティ支援交付金も、地域社会活動推進条例に基づき、区、町内会等が提案する地域課題の解決に資する経費について、1団体 30 万円を限度として交付するものです。審査委員は5名以内です。

附則といたしまして、この条例は 23 年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

#### No.59 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 14 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部長。

#### No.60 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、議案第 14 号 豊明市子ども医療費支給条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、子どもの通院医療費助成を中学3年生まで拡大するため必要があるからであります。

それでは、1枚おめくりください。

本文の上から3行目、第4条第1項中「(出生の日以後 12 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある者を除くものについては、入院に係る給付に限る。)」を削除するものであります。

これは現行の中学生については入院給付に限るとした規定を削除し、中学3年生まで通院、入院ともに無料とするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 23 年7月1日から施行するものであります。

終わります。

#### No.61 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 15 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部次長。

#### No.62 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

議案第 15 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。

豊明市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出するのは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

第5条第1項中「35万円」を「39万円」に改めるもので、これは出産育児一時金に関する経過措置といたしまして、平成21年10月から平成23年3月までの期間を限定して定めていましたが、本文の第5条の中で39万円に改正されるため、附則第4項を削り、恒久化するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行する。

適用区分といたしまして、改正後の豊明市国民健康保険条例第5条の規定は、施行日以後に出産した場合に適用し、施行日前に出産した場合は、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

#### No.63 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第16号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

#### No.64 ○経済建設部長(三治金行君)

議案第16号 豊明市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、豊明市農業委員会の選挙による委員の定数を改正する必要があるからでございます。

改正内容について説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

第1条は、農業委員会の選挙による委員の定数を定めるものであり、「15人」を「11人」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行するものでございます。

説明を終わります。

#### No.65 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第17号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

**No.66 ○経済建設部長(三冶金行君)**

議案第 17 号 豊明市道路占用料条例の一部改正についてご説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、近年の全国的な地価水準の下落や、市町村合併が進展し、占用料の基礎となる市町村区分が変動することを受け、国は平成 20 年4月に占用料の改定を行い、それに伴い、県も平成 22 年4月に占用料の改定を行っております。

本市でもこれを契機に、道路占用料の改定を行う必要があるからでございます。

また、この関連で申し上げますと、関連する条例は豊明市道路占用料条例、豊明市公共用物の管理に関する条例、豊明市前後駅前広場管理条例、豊明市河川占用料条例の4条例が関係するものでございまして、一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、占用料の額の変更及び道路法施行令の改正によります新たな占用物件の追加であります。

それでは、改正内容を説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

第3条は占用料の減免を定めたもので、下段から3行目の(1)道路法施行令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物を、新たに同条第1号としてつけ加えるもので、これによりまして号ずれの整理をするものでございます。

次に、下段の別表を次に改めるは、次のページにありますように、道路占用料を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 23 年4月1日から施行するものでございます。

説明を終わります。

**No.67 ○議長(矢野清實議員)**

続いて、議案第 18 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

**No.68 ○経済建設部長(三冶金行君)**

議案第 18 号 豊明市公共用物の管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、豊明市道路占用料条例の一部改正に伴い、使用料を改定する必要があるからでございます。

占用物であります電柱や地下埋設管につきましては、道路と連続して設置される場合が多く、従来から本市の道路占用料の改正とあわせて改正をしてきているところでございます。

主な改正内容といたしましては、使用料の額の変更及び道路法施行令の改正による新



たな占有物件の追加であります。

それでは、改正内容を説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

第8条は使用料の額を定めたもので、「別表使用料の欄」を「豊明市道路占用料条例第2条」に改めるものでございます。

また、別表の「使用料の欄」を削るものでございます。

第9条は使用料の減免を定めたもので、下段から5行目(1)道路法施行令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物を、新たに同条第1号として加えるもので、これによりまして号ずれの整理をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

説明を終わります。

#### No.69 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第19号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

#### No.70 ○経済建設部長(三治金行君)

議案第19号 豊明市前後駅前広場管理条例の一部改正についてご説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、豊明市道路占用料条例の一部改正に伴い、使用料を改定する必要があるからでございます。

主な改正内容といたしましては、占用料の額の変更及び道路法施行令の改正による新たな占有物件の追加であります。

それでは、改正内容を説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

第9条は使用料の額を定めたもので、「別表前後駅前広場使用料の欄」を「道路占用料条例第2条」に改めるものでございます。

また、別表であります「前後駅前広場使用料の欄」を削るものでございます。

第10条は使用料の減免を定めたもので、下段から5行目(1)道路法施行令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物を、新たに同条第1号として加えるもので、これによりまして号ずれの整理をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

説明を終わります。

#### No.71 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第20号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

#### No.72 ○経済建設部長(三冶金行君)

議案第 20 号 豊明市河川占用料条例の一部改正についてご説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、豊明市道路占用料条例の一部改正に伴い、占用料を改定する必要があるからでございます。

主な改正内容といたしましては、占用料の額の変更であります。

それでは、改正内容を説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

第3条は占用料の額及び徴収方法を定めたもので、「別表占用料の欄」を「豊明市道路占用料条例第2条」に改めるものであります。

また、別表であります「河川使用料の欄」を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 23 年4月1日から施行するものでございます。

説明を終わります。

#### No.73 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 21 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

#### No.74 ○行政経営部長(宮田恒治君)

議案第 21 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について説明をいたします。

この規約の変更につきましては、合併により本市が構成員となっています愛知県市町村職員退職手当組合から、平成 23 年3月 31 日に一色町、吉良町、幡豆町、幡豆郡消防組合及び西尾幡豆広域連合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて議決を求めるものであります。

この案を提出しますのは、地方自治法第 290 条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町、幡豆郡消防組合及び西尾幡豆広域連合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからであります。

1枚おめくりください。条文の説明をしていきます。

3行目、第5条は組合議会の議員の定数を定めたものであり、一色町などが所属する4区の定数を3人から2人へ1人減らした結果、定数「14 人」から「13 人」とするものであります。

次に、別表第1中とありますが、別表第1は、組合を構成する市町等が記載された表であります。この表から一色町、吉良町、幡豆町、それから幡豆郡消防組合及び西尾幡豆広域連合を削除していきます。

次に、7行目の別表第2とありますが、この別表第2は、議員の選挙区、定数及び選挙

区の組合市町村等を記載した表であります。4区の定数を「3人」から「2人」にいたします。

また、別表第1の改正と同様に、一色町、吉良町、幡豆町、幡豆郡消防組合及び西尾幡豆広域連合を削除していきます。

附則といたしまして、附則1は、施行日を平成23年4月1日とするもので、附則の2は、改正後の別表第2の規定は、平成23年4月1日以後最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用するものであります。

以上で説明を終わります。

#### No.75 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第22号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部次長。

#### No.76 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

議案第22号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明を申し上げます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、平成23年3月31日をもって愛知県後期高齢者医療広域連合から幡豆郡一色町、吉良町及び幡豆町が脱退することによりまして、愛知県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を別添のとおり変更することについて議決を求めるものでございます。

この案を提出するのは、平成23年4月1日から幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域が西尾市に編入されることに伴い、規約を変更する必要があるからでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

第8条第2項は、複数の市町村からなる選挙区内の候補者の推薦方法について規定しておりますけれども、平成23年4月1日から西尾市、一色町、吉良町及び幡豆町が合併し、西尾市となり、名古屋市と同じく第5項の選挙方法となるため、第5項中の「選挙区分14」とあるのを、「選挙区分9及び14」とするものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

#### No.77 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第23号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

No.78 ○行政経営部長(宮田恒治君)

議案第 23 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について説明をしていきます。

まずは、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億 9,315 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 186 億 8,886 万 6,000 円とするものであります。

例年3月の補正予算は、執行残等の減額がほとんどであります。今回の補正予算については、地域活性化・きめ細かな交付金充当事業、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金充当事業などの増額がありますが、繰越明許費となっておりますので、この部分は後ほど説明をしていきます。

それでは、歳出より主なもののみを説明していきますので、38、39 ページをお願いいたします。

まず、上段の表になります。3目 心身障害者福祉費のうち、心身障害児者扶助事業です。訓練等給付費 741 万 7,000 円の減は、利用人員の減によるものです。

それから、下段の表になります。2項 児童福祉費、1目の児童福祉総務費のうち、児童福祉事務事業、子ども手当費 9,500 万円の減は、今年度の支給見込みによるものであります。

それから、1枚おめくりください。40、41 ページになっていきます。

上段の表、保育事業のうち、民間保育所等委託料 660 万 4,000 円減と、民間保育所運営費補助金 2,061 万 9,000 円の減は、いずれも入所者数の減によるものであります。

続いてまた、1ページおめくりください。42、43 ページをごらんください。

下段の表になります。4款 衛生費のうち、1目 清掃総務費のうち、東部知多衛生組合負担金事業の負担金 1,657 万 9,000 円の減は、ほぼ事業確定によるものです。

次の資源ごみ回収委託料 516 万 9,000 円の減は、契約残によるものであります。

続いて、48、49 ページをお願いします。

上段の表になっていきます。6款 農林水産業費です。

6目の総合整備事業費のうち、農村集落家庭排水施設特別会計繰出金 1,441 万 2,000 円の減は、特別会計の繰越金の増額によるものであります。

それから、52、53 ページをお願いいたします。

52、53 は下段の表になっていきます。8款の土木費、1目の都市計画総務費のうち、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 750 万円は、国の木造住宅耐震化促進緊急支援事業の補正予算に対応したものであります。

それから、54、55 ページをお願いします。

5目の都市下水路費で、下水道事業特別会計繰出金 4,810 万 2,000 円の減は、下水道事業債の償還金の減額に伴うものであります。

それから、62、63 ページをお願いします。

上段の表になっていきます。10 款 教育費から1目 学校管理費のうち、校舎等改修工事設計委託料 882 万 2,000 円減と、各小学校営繕工事費1億 4,200 万円の減は、いずれも耐震に係る入札残によるものが主な理由になっていきます。

それから下段の表、同じく教育費、3項の学校管理費のうち、各中学校営繕工事費 500 万円の減も、耐震等に係る残額などによるものであります。

それから、68、69 ページをお願いします。

上段の表です。同じく教育費ですが、4項の社会教育費の文化会館費、音響設備改修工事費 822 万 3,000 円の減につきましては、後ほど継続費の補正のところで説明をしていきます。

次のページ、70、71 ページをお願いします。

下段の表になります。13 款の諸支出金、財政調整基金費の財政調整基金積立金 1,105 万 6,000 円増は、財政調整基金に積み立てるものであります。

同じく2目の教育施設建設及び整備基金費の基金積立金 1,999 万 2,000 円の増につきましては、条例積立によるものであります。

続いて、歳入の説明をしていきますので、戻って8、9ページをお願いいたします。

1 款の市税につきましては、個人市民税は減少を、かわって法人税、固定資産税、都市計画税は増収で、本年度は見込みをしました。

それから、12、13 ページをお願いします。

12、13 ページは、9 款の地方交付税ですが、地方交付税 4,687 万 2,000 円の増は、地方交付税が追加交付されたことによるものであります。

13 款の国庫支出金につきましては、子ども手当、耐震関係の歳出の減額に伴って減額となっております。

それから、次の 14、15 ページをお願いいたします。

表の最下段になります。国の緊急総合経済対策により地域活性化・きめ細かな交付金が 1,635 万 7,000 円、それから地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金 570 万 9,000 円が交付されてきます。

それから、22、23 ページをお願いします。

17 款になっていきます。17 款 繰入金で老人保健特別会計繰入金 3,254 万円は、老人保健特別会計が今年度でもって廃止されます。これに伴い残余金を一般会計へ繰り入れを行っていきます。

次に、24、25 ページをお願いします。

20 款の市債になっていきます。市債全体で1億 1,380 万円を減額していきます。これは事業費の減額に伴う補正減であります。

それから、続いてまた戻って7ページをお願いします。

7ページの部分の第2表、上の表になります。第2表は継続費補正です。

これは文化会館音響設備改修工事がほぼ確定したことにより減額をしていきます。

第3表の繰越明許費ですが、この事業が地域活性化・きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金の該当事業となっていくます。

きめ細かな交付金の該当事業は、1行目の庁舎維持管理事業、これは庁舎の発電機の取りかえ工事を行います。

それから4行目の労働事業、ここでは勤労会館の空調設備の取りかえを行っていきます。

9行目の体育施設整備事業は体育館の電気室の改修工事を行っていきます。

また、住民生活に光をそそぐ交付金の該当事業では、老人憩いの家の改修、大宮、コスモス児童館の改修、また中央小学校の図書室に空調設備の工事といったものを行っていきます。

なお、5行目の都市計画事務事業は、国の木造住宅耐震化促進緊急支援事業の補正予算に対応したものであります。

その下の第4表、地方債補正については、主に事業債の減額に伴い地方債も減額するものであります。

それから、一番当初に読み違えたかもしれません。今回の補正予算の中で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,315万9,000円を「追加する」と言ってしまったかもしれません。これは「減額する」の間違いでありましたので、訂正しておわびをしておきます。

以上で説明を終わります。

#### No.79 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第24号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部次長。

#### No.80 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

それでは、議案第24号 平成22年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,679万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ65億7,073万3,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、補正予算書の8ページ、9ページをごらんください。

初めに、上段の表の2款 保険給付費であります。1項1目 一般被保険者療養給付費を6,467万2,000円増額するものであります。

これは、インフルエンザの流行により医療費に不足が見込まれますので、増額するもの

でございます。

続きまして、7款 共同事業拠出金の1項1目 高額医療費拠出金の2,528万1,000円の増額と、その下の保険財政共同安定化事業拠出金の2,775万8,000円の増額は、22年度支払い分が確定したことによる増額でございます。

続きまして、11款 諸支出金の1項3目の償還金の2,908万7,000円の増額は、21年度の医療費の実績による国庫補助金の償還分でございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんください。

まず、1款1項1目 一般被保険者国民健康保険税を総額で1億4,978万8,000円減額するものでございます。

これは、保険税の最終収納見込額を精査した結果、減額するものでございます。

続きましてその下、2款 国庫支出金、1項1目 療養給付費等負担金を2,198万8,000円増額するものでございます。

これは、歳出に計上いたしました34%相当額が国から交付されるものでございます。

同じく2目 高額医療費共同事業負担金を632万円増額するもので、これも歳出で説明いたしました拠出金の4分の1が国庫負担でございます。

続きまして、その下の5款 県支出金、1項1目 高額医療費共同事業負担金を632万円増額するものです。

これは、先ほどの国庫支出金と同じく、歳出の拠出金の4分の1の県費支出金でございます。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

同じく2項2目 財政調整交付金を388万円増額するものでございます。

これは、歳出に計上いたしました医療費の6%相当額が県より交付されるものでございます。

続きましてその下、8款 繰入金の保険基盤安定繰入金の保険税軽減分934万1,000円と、同じく保険者支援分376万円は、保険税の軽減額の確定による増額でございます。

その他一般会計繰入金2億4,497万7,000円の増額は、会計上不足する額を一般会計より繰り入れさせていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

#### No.81 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第25号について理事者より提案理由の説明を求めます。

鈴木経済建設部次長。

#### No.82 ○経済建設部次長(鈴木重利君)

議案第25号 平成22年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説

明します。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,209 万円を減額し、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ 13 億 938 万 8,000 円とするものです。

歳出よりご説明しますので、7ページ、8ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理事務事業で消費税及び地方消費税を 299 万円減額します。

これは、額の確定に伴う減額です。

次に、2款1項1目の流域関連維持管理事業で管渠清掃等委託料 300 万円の減額は、清掃対象が例年を下回ったことによるものです。

次に、営繕工事費 200 万円の減額は、マンホール蓋の取りかえにつき、緊急性の高いものに限定した結果です。

その下、境川流域下水道維持管理費負担金 400 万円の減額は、汚水量が見込みを下回ったものです。

次に、3款1項1目の流域下水道事業で流域下水道事業建設負担金 1,180 万円の減額は、県より負担金の変更通知によるものです。

次に、2目の公共下水道築造事業で管渠設計等委託料 130 万円の減額は、入札執行残です。

その下、管渠等築造工事費 500 万円の減額は、工事量が少なかったためです。

9ページ、10ページをお開きください。

物件移転等補償費 200 万円の減額は、移転補償を必要とする工事がありませんでした。

続きまして、歳入のご説明をしますので、5ページ、6ページをお開きください。

3款1項1目の一般会計繰入金の 4,810 万 2,000 円の減額は、先にご説明いたしました歳出の減額に伴う繰入金の減額です。

次に、4款1項1目の前年度繰越金の 2,771 万 2,000 円の増額は、平成 22 年度繰越金より財源振替をするものです。

次に、6款1項1目の下水道事業債で流域下水道事業を 1,170 万円減額します。

これは、県より建設負担金の変更通知によるものです。

以上で議案第 25 号の説明を終わります。

#### No.83 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 26 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野副市長。

#### No.84 ○副市長(平野 隆君)

議案第 26 号についてご説明申し上げます。



平成 22 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 421 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,901 万 2,000 円とするものでございます。

それでは、歳入から説明をいたしますので、4、5ページをお願いします。

1款 財産収入、1項1目 財産売払収入の土地売払収入 421 万 8,000 円の増につきましては、間米町榎山地内の西部保育園駐車場用地 160.01 平米を、市、まあ一般会計のほうに売却をいたしますので、その収入を計上しております。

続きまして、歳出の説明をしますので、6、7ページをお願いします。

3款 諸支出金、1項1目 土地開発基金償還金の 421 万 8,000 円の増につきましては、歳入の土地売払収入の増に伴いまして、基金への償還金を同額増とするものでございます。

以上で説明を終わります。

#### No.85 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 27 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部次長。

#### No.86 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

それでは、議案第 27 号 平成 22 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,569 万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 3,519 万円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、6ページ、7ページをごらんください。

2款 医療諸費、1項1目 医療給付費の 300 万円と2目 医療支給費 20 万円は、支出見込みがありませんので、減額いたしました。

3款 諸支出金、1項 償還金、1目 償還金の 290 万円は、支出見込みがありませんので、減額いたしました。

同じく3款 諸支出金、2項 繰出金、1目 繰出金の一般会計繰出金を、新規にて 3,254 万円増額するものであります。

これは、老人保健特別会計の精算金を一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、歳入を説明しますので、4ページ、5ページをごらんください。

5款 繰越金の前年度繰越金 2,162 万 4,000 円の増額は、前年度繰越金を全額予算計上するものでございます。

続きまして、6款 諸収入の第三者納付金 406 万 6,000 円の増額は、老人保健の加入者

であった方の交通事故の治療費が、加害者より納付されたものでございます。  
以上で説明を終わります。

**No.87 ○議長(矢野清實議員)**

続いて、議案第 28 号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
鈴木経済建設部次長。

**No.88 ○経済建設部次長(鈴木重利君)**

議案第 28 号 平成 22 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2号)についてご説明します。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額は変更なく、歳入歳出予算の総額を 7,183 万 2,000 円とするものです。

歳出よりご説明しますので、6ページ、7ページをお開きください。

2款1項1目の排水施設維持管理事業で 623 万 3,000 円を財源振替します。

次に、3款1項1目の公債費元金償還事業で 817 万 9,000 円を財源振替します。

続きまして、歳入のご説明をしますので、4ページ、5ページをお開きください。

3款1項1目の一般会計繰入金を 1,441 万 2,000 円減額します。

次に、4款1項1目の前年度繰越金を 1,441 万 2,000 円増額します。

一般会計より繰入金を減じ、本特別会計の前年度繰越金を増額することにより、一般会計の負担を軽減するものです。

以上で議案第 28 号の説明を終わります。

**No.89 ○議長(矢野清實議員)**

続いて、議案第 29 号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
鈴木経済建設部次長。

**No.90 ○経済建設部次長(鈴木重利君)**

議案第 29 号 平成 22 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明します。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額は変更なく、歳入歳出予算の総額を 6,200 万円とするものです。

歳出よりご説明しますので、6ページ、7ページをお開きください。

3款1項2目の公債費利子償還事業で 139 万 8,000 円を財源振替します。

続きまして、歳入のご説明をしますので、4ページ、5ページをお開きください。

2款1項1目の一般会計繰入金を 139 万 8,000 円減額します。

次に、3款1項1目の前年度繰越金を 139 万 8,000 円増額します。

一般会計より繰入金を減じ、本特別会計の前年度繰越金を増額することにより、一般会計の負担を軽減するものです。

以上で議案第 29 号の説明を終わります。

#### No.91 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 30 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

加藤健康福祉部次長。

#### No.92 ○健康福祉部次長(加藤 誠君)

議案第 30 号 平成 22 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 499 万 2,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 8,771 万 6,000 円とするものでございます。

それでは、歳出をご説明いたしますので、10 ページ、11 ページをお開きください。

1款3項2目 認定調査等費の 86 万円の減額につきましては、介護保険認定調査員の産休、病休等による実情により減額をするものでございます。

次にその下、2款1項3目 地域密着型介護サービス給付費の 2,200 万円の減額につきましては、認知症高齢者グループホームの利用者の変動により減額をするものです。

次に、3款1項1目 介護予防特定高齢者施策事業費の 231 万 1,000 円の減額につきましては、介護予防事業予防教室の講師の変動により、講師謝礼の 10 万 8,000 円を減額するもので、また生活機能評価検査委託料につきましては、受診対象者の減と検診単価の変更により、220 万 3,000 円の減額を行うものでございます。

次に、12 ページ、13 ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項1目 介護給付費準備基金積立金の 2,017 万 2,000 円の増額は、第1号被保険者の保険料を準備基金に積み立てるもので、これは平成 21 年度の繰越金と利子及び給付費等の減額分に相当する保険料を充てるものでございます。

次にその下、2目 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金は、預金利子が見込まれますので、新たに計上するものであります。

次に、歳入について主な事項をご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

3款1項1目でございます。国庫の介護給付費負担金、現年度分介護給付費負担金 440 万円の減額は、歳出でお話をいたしました地域密着型介護サービス給付費の 20%です。

4款1項1目 支払基金の介護給付費交付金、現年度分介護給付費交付金 660 万円の減額は、地域密着型介護サービス給付費の 30%です。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

上段の5款1項1目 県費の介護給付費負担金、現年度分介護給付費負担金 275 万円の減額は、歳出でお話をいたしました地域密着型介護サービス給付費の 12.5%であります。

次に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

上段の7款1項 一般会計繰入金の1目 介護給付費繰入金、2目 地域支援事業繰入金(介護予防事業)と、それから4目のその他一般会計繰入金の補正減額の合計 389 万 9,000 円は、歳出でお話をいたしましたそれぞれの事業減に伴う金額を一般会計に戻入するものでございます。

その下、8款1項1目 繰越金は、平成 21 年度の繰越分で、歳出でお話をいたしました介護給付費準備基金積立金として積み立てをするものでございます。

以上で説明を終わります。

#### No.93 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 31 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部次長。

#### No.94 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

それでは、議案第 31 号 平成 22 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 440 万 6,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ5億 8,960 万 6,000 円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、6ページ、7ページをごらんください。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目 後期高齢者医療広域連合負担金 440 万 6,000 円を増額するものでございます。

この負担金は、低所得者の方に対する保険料軽減分を一般会計から繰り入れ、後期高齢者の方から徴収いたしました保険料と合わせて、広域連合に納めるものでありますが、平成 22 年度分の軽減額が確定しましたので、不足額を計上するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをお願いします。

2款 繰入金、保険基盤安定繰入金を 440 万 6,000 円増額するものでございます。

これは、歳出に計上いたしました保険料軽減額を一般会計より法定繰入するものでございます。

以上で説明を終わります。

**No.95 ○議長(矢野清實議員)**

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明2月25日から2月27日までの3日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.96 ○議長(矢野清實議員)**

ご異議なしと認めます。よって、明2月25日から2月27日までの3日間を休会とすることに決しました。

2月28日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後2時23分散会